

Sample

業務実施協力基本契約書

(個人)

日本工営株式会社

コンサルタント海外事業本部

## 目 次

第 1 条	業務実施協力
第 2 条	本契約の適用
第 3 条	業務実施協力の方法
第 4 条	個別契約
第 5 条	業務実施の心構え及び服務心得
第 6 条	乙の責任
第 7 条	乙の行為に起因する損害賠償
第 8 条	損害賠償の求償
第 9 条	就業時間
第 10 条	年次帰国休暇
第 11 条	特別帰国休暇
第 12 条	災害補償
第 13 条	租税公課
第 14 条	物件および便宜の供与
第 15 条	業務実施協力の期間
第 16 条	渡航手続および費用
第 17 条	成果品等
第 18 条	委託費
第 19 条	委託費の支払方法
第 20 条	不可抗力時の帰国等
第 21 条	秘密保持義務
第 22 条	再委託の禁止
第 23 条	保証人
第 24 条	契約解除権
第 25 条	契約解除および終了の場合の措置
第 26 条	譲渡の禁止
第 27 条	契約の改訂
第 28 条	本契約の有効期間
第 29 条	本契約終了の効果
第 30 条	契約外の事項
第 31 条	合意管轄

## 業務実施協力基本契約書

日本工営株式会社コンサルタント海外事業本部（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、甲が外国政府もしくは国際機関等、または国際協力機構もしくは民間企業（以下「発注者」という。）からの受注にかかわる海外プロジェクトのコンサルティングサービス契約（以下「原契約」という。）に基づく業務または甲が自己資金により自ら運営する業務に関し、甲が乙に対して業務の一部の実施について協力を要請し、乙がこれを受託実施する場合の基本的事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （業務実施協力）

本契約に基づく甲乙間における業務実施協力は、原則として特定業務の全部またはその一部分を一括請負とするものではなく、乙が甲の業務に協力する業務実施協力方式によるものとする（以下本契約に基づき乙が行なう業務を「実施協力業務」という）。

### 第2条 （本契約の適用）

本契約は、その有効期間中、甲乙間において締結されるすべての個別契約について適用される。ただし、個別契約において本契約と異なる条件を定めた場合は、個別契約において定める条件が優先する。

### 第3条 （業務実施協力の方法）

乙は、甲の要請に基づき、甲より指定された場所において、個別契約に定める甲の所定業務実施について協力する。ただし、乙による、原契約の履行に基づく業務に関する業務実施については、予め、甲を通じて発注者の承認を得たものでなければならない。

### 第4条 （個別契約）

1. 本契約に基づき、甲が乙に対して業務実施協力を要請する場合の個別契約は、甲が乙に対し注文書を発行し、これに対し、乙が10日以内に請書を提出することによって成立する。
2. 個別契約において、次の各号記載の事項について定めるものとする。
  - 1) 実施協力業務の種類
  - 2) 乙の氏名

- 3) 乙の担当業務
- 4) 乙の業務実施協力の期間
- 5) 業務実施協力の対価
- 6) その他甲乙間で合意する事項

#### 第5条 (業務実施の心構え及び服務心得)

1. 乙は、甲による原契約の履行がわが国の国際的責任と評価にかかわるものであることを深く認識し、業務遂行に関連する諸法令、官公庁の行政指導および甲の別途定める行動基準にしたがい甲および甲の社員と同様の心構えをもって業務遂行に努めなければならない。
2. 乙は、原契約における甲の主管部長または甲が定める現場責任者の指示に基づき、誠実に業務に従事しなければならない。

#### 第6条 (乙の責任)

1. 乙は個別契約に定める業務実施期間中は、他の業務に従事してはならない。
2. 乙の業務実施期間が連続して6ヶ月を超える場合には、乙は甲に対し業務実施開始以前に乙の受診後1年以内の健康診断書を提出しなければならない。また、業務実施期間が1年を超える場合には、乙は1年毎に乙が新規に受診した健康診断書を甲に提出する。健康診断は乙の費用にて受診しなければならない。
3. 乙は業務実施期間中の健康の維持管理に努め、健康に異常がある場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。
4. 実施協力業務遂行のため乙が海外へ渡航する場合は、個別契約の締結の有無に関わらず、乙は甲に対し、出発および帰国の前に出発および帰着に関する報告を添付1の様式に則り甲に行なう。  
乙がかかる報告を怠った場合、これに起因して乙の被ることのある一切の不利益に関しては、乙の責任とし、甲は一切責任を負わない。
5. 乙は実施協力業務遂行に際しては、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権、その他日本国の法令に基づき保護される権利（以下、合わせて「知的財産権等」という）を侵害しないことを保証し、実施協力業務の遂行に関連して第三者との間に知的財産権等に関する紛争が発生した場合は、乙がそれに関する一切の責を負うものとし、甲には一切の負担および迷惑を及ぼさないものとする。  
乙が実施協力業務を遂行するにあたってコンピューターソフトウェアを使用する場合は、正当に使用する権限を有するコンピューターソフトウェアのみを使用しなければならない。

6. 乙は甲の品質規定に合格しない資機材を使用してはならない。甲は資機材等について適当でないと認めるときは、乙に対してその交換を求めることができる。  
乙は甲の品質規定に不合格となり、または甲が適当でないと認めた資機材については、乙の費用をもって引き取らなければならない。
7. 乙はいかなる理由によるも、甲の指定する場所を離れる場合には、必ず事前に甲の現場責任者の許可を得なければならない。
8. 乙は任国において政治活動、宗教活動など業務に直接かわりない行為をしてはならない。
9. 乙は実施協力業務の遂行に際しては、発注者に対して甲の名称を用いなければならない。ただし、事前に書面により乙が乙の名称を用いることを甲に申し出て、甲が書面にて承認した場合はこの限りではない。  
また、乙は甲への発注者以外の何人に対しても、甲の名称を用いてはならないものとするが、甲が乙の申し入れに対して、書面により、乙が甲の名称を用いることを承認した場合はこの限りではない。
10. 乙の責に帰すべき事由により、乙が実施協力業務の遂行に際し、甲が指定した作業の期限を遵守しない場合は、乙は甲に対し、遅延日数1日当たり乙の月額報酬の8.25%に相当する遅延損害金を支払うものとする。

#### 第7条 (乙の行為に起因する損害補償)

1. 乙が甲の指示に反した行為その他乙の故意または過失により業務上または業務外において甲または第三者に損害を与えた場合は、その責任はすべて乙が負担し、乙は自らの責任と費用をもって、損害賠償、原状回復等必要な措置をとらなければならない。
2. 前項に関し、甲が必要と認めるとき、または乙の要請があり甲が必要を認めたときは、甲は現場責任者に対し乙に代って被害者との折衝を行わせる。ただしこの場合、甲が直接または間接に要した費用（補償費用、弁護士費用等を含む）は、すべて乙が負担しなければならない。

#### 第8条 (損害賠償の求償)

前条第1項の場合において、甲が損害の賠償を行なった場合は、乙は甲が要求した方法により、遅滞なく甲の賠償した額及び要した弁護士費用等の求償に応じなければならない。

#### 第9条 (就業時間)

乙は、甲の就業時間および休日その他就業条件に従わなければならない。また、乙が

海外の事務所（以下「現地事務所」という）において勤務する場合は、就業時間および休日その他就業条件に関して甲の現地事務所が定める規則に従わなければならない。時間外労働および休日労働に対する手当てに関しては、個別契約にて定められる月額報酬に含まれているものとする。

#### 第10条 （年次帰国休暇）

1. 乙が実施協力業務のために海外に赴任後1年を経過し、かつ再赴任後残存業務実施期間が6ヶ月以上にわたることが予定されるときは、乙は現場責任者の承認の下で、実施協力業務に支障のないことを確認のうえ、年次帰国休暇を取得することができる。
2. 年次帰国休暇は、原則として順路直行による往復の所要日数を除く30日間とし、任国出入国の諸手続、費用および往復航空運賃等については、第16条1項2号および4号の規定を準用する。
3. 年次帰国休暇は、原則として無給とする。  
ただし、甲と発注者の原契約において有給休暇が認められる場合は、個別契約においてその日数の全部または一部を有給休暇とすることができる。有給休暇日数は、乙の業務実施協力期間に通算する。
4. 本条は国際協力機構を発注者とする業務に乙が従事する場合には適用しない。

#### 第11条 （特別帰国休暇）

1. 乙は、一親等の血族の死亡、結婚、その他やむを得ない事由があるときは、現場責任者の承認を得て、特別帰国休暇を取得することができる。
2. 特別帰国休暇は、順路直行による往復の所要日数を除く10日間を限度とし、任国出入国手続費用および往復航空運賃等は、すべて乙の負担とする。  
ただし、この場合の諸手続は原則として甲が行なう。
3. 特別帰国休暇は、順路直行による往復所要日数を含む全日数を無給とし、この日数は、乙の業務実施協力期間に算入しない。
4. 本条は国際協力機構を発注者とする業務に乙が従事する場合には原則として適用しない。ただし、国際協力機構より承認を得た場合はこの限りでない。

#### 第12条 （災害補償）

1. 乙の海外での業務実施期間中における疾病、傷害等についての治療費の負担ならびにこれらの疾病、傷害等に起因する後遺症および死亡等に対する補償は、本条次項に定める範囲を超える分についてはすべて乙の責任とする。よってこの場合乙は乙の責任において補償等の処理をなすものとし、甲は乙に対する補償の責を一切免れるものとする。

2. 甲は乙の海外での業務実施期間中における疾病、傷害等についての治療費負担ならびにこれらの疾病、傷害等に起因する後遺症および死亡等に対する補償等に充当するため、甲の費用をもって乙を被保険者とし、かつ甲を保険金の受取人として、次のとおり海外旅行保険を付保する。補償範囲、方法および補償額は、海外旅行保険約款および特約条項の定めるところによる。甲は、乙のために甲が立替えた費用および乙の後任者選定・着任等のために要した甲の費用等を保険金より差し引くことができる。

- |            |       |         |
|------------|-------|---------|
| 1) 傷害死亡    | 1人につき | 5,000万円 |
| 2) 傷害後遺障害  | 1人につき | 5,000万円 |
| 3) 疾病死亡    | 1人につき | 1,000万円 |
| 4) 治療・救援費用 | 1人につき | 3,000万円 |

3. 本条2項の規定にかかわらず、乙が海外居住者である場合または本邦より出発することなく現地にて実施協力業務に参加する場合は、乙の責任および費用により本条1項と同様または同等の海外旅行保険を付保しなければならない。本項の場合は、甲は乙に対する補償の責を一切免れるものとする。

4. 乙が前項の補償額を受領する事が出来ない場合は、甲は添付2にて予め選定された乙の代理人をもってその受取人と定め、乙及び乙の代理人以外への補償額支払の責を負わない。なお、代理人の指定のない場合は、甲は補償額を東京法務局へ供託するものとする。

代理人に変更がある場合は、遅滞なく乙は甲に添付2の書式にて代理人の変更を行なわなければならない。

5. 社会保険および労働保険については乙の費用にて付保しなければならない。

#### 第13条 (租税公課)

乙が本邦のみならず任国において業務実施に関して課税されたすべての税金は、乙がこれを負担しなければならない。

また、甲が乙の任国での税金を立て替えて支払った場合は、乙は甲の請求に基づき遅滞なくこれを支払うものとする。

なお、任国の法令・制度等に基づき税金を乙に代わり甲が源泉義務者として源泉納税する場合は、事前に乙に通知するが、了解を得る必要はないものとする。

#### 第14条 (物件および便宜の供与)

甲は現場責任者を通じ、乙に対して甲の社員に準じて乙が業務上必要な次の各号の便宜を供与する。

- 1) 宿舍 (ただし、宿舍における食費実費は乙の負担とする)

別途、個別契約により宿泊費を支給する場合は、宿舍は提供しない。

- 2) 甲の規定にて認められる範囲内の什器および備品類
- 3) 事務用消耗品類
- 4) 車輛（現場責任者の指示に基づき業務上必要な範囲に限る）
- 5) 同伴家族の取扱については、個別契約にて別途定める。

本号は国際協力機構を発注者とする作業に乙が従事する場合には適用しない。

#### 第15条 （業務実施協力の期間）

1. 乙の海外作業にかかる業務実施期間は、乙が甲の現地事務所における就業のため、成田または本邦の他の国際空港より出発した日（以下「赴任日」という。）から業務終了により成田または本邦の他の国際空港に到着した日（以下「業務終了日」という。）までとする。ただし、次の各号の期間は業務実施期間に通算しない。
  - 1) 本邦と現地間の順路直行による往復所要日数を超える期間
  - 2) 年次帰国休暇における無給期間
  - 3) 特別帰国休暇期間
  - 4) 病気等の乙本人の理由による休暇期間
  - 5) 第20条の規定に基づく乙の帰国が暫定的で再赴任が明らかな場合、帰国の翌日から再赴任の前日までの本邦における待機期間
2. 乙の国内作業にかかる業務実施期間は、甲の承認を得て乙が就業を開始した日から業務を終了した日までとする。
3. 国際協力機構を発注者とする作業に従事する場合は、乙の業務従事期間は次の各号からなり、原則として変更しない。ただし、国際協力機構の指示、または甲もしくは乙のやむを得ない事由により、国際協力機構の承認を得て原契約の期間を変更したときは、この限りではない。この場合の業務従事期間は以下のとおりとして、精算を行うものとする。
  - 1) 現地作業期間 : 赴任日から業務終了日までとする。
  - 2) 国内作業期間 : 乙の事前準備および事後作業として国際協力機構もしくは甲の認めた期間
4. 個別契約において定められた乙の業務実施期間は、予め甲乙協議のうえ延長または短縮することができる。赴任日および業務終了日後の変更についても同様とする。期間変更に関しては、個別契約の改訂によらず、技術報酬等の精算によりこれに代えることも可能とする。

#### 第16条 （渡航手続および費用）

1. 甲は、甲の責任において、乙の渡航に関して発注者による承認及び任国の査証の取得、滞在許可等にかかわる一切の手続を行なうとともに、次の各号の費用を負担す

る。ただし、3号および4号の規定に基づく費用については、甲は、委託費としてこれを乙に支払う。

- 1) 査証取得費用
  - 2) 本邦、現地間の順路直行によるディスカウントエコノミークラスの往復航空運賃の実費。ただし、原則として往復航空券は甲が現物を支給する。
  - 3) 甲が携行を依頼した物品、または特に携行を認めた物品の超過料金および関税またはこれに類する税金は別途甲が実費にて負担する。
  - 4) 本邦、現地間の順路直行途上における宿泊費および交通通信費。特別の定めのない限りは実費精算とする。ただし、航空会社が宿泊費を負担したときはこの限りではない。
  - 5) 任国滞在延期および再入国の手続費用。ただし、特別休暇時の再入国手続のための直接費については乙の負担とする。
2. 甲が乙に対して前項本文の諸手続のため乙の履歴書、パスポート等の提出を求めたときおよびビザ申請のため予め日時を指定して任国在日公館へ乙の出頭を求めたときは、乙は自らの負担で遅延なくこれに従わなければならない。甲が乙の健康診断または予防接種を依頼したときは乙は自らの負担でこれを受診しなければならない。

#### 第17条 (成果品等)

1. 甲または発注者より成果品の提出が求められる場合には、乙は甲に対し、業務についての報告書またはその他の成果品を提出しなければならない。また、本成果品は発注者および甲の定める品質管理規定または要求事項に基づき作成され、甲の実施する品質検査に合格しなければならない。
2. 成果品の種類・形式・内容・提出期限等については、現場責任者の指示によるものとし、報告書は原則として英文および和文とする。前項に規定する報告書その他の成果品ならびに乙が業務遂行の過程において収集した資料等に関する著作権等の一切の権利は、甲に帰属する。ただし、第三者に帰属することが明白なものはこの限りでない。
3. 乙は、甲に対して成果品を提出した後であっても甲が成果品を修正する必要があると判断した場合は、乙の費用で甲に協力しなければならない。また、第1項に規定する甲の品質検査に合格しない成果品に関しては、乙の責任と費用において修正を行わなければならない。
4. 乙による実施協力業務の遂行に関連して、本条に定める成果品以外の成果物が生じた場合は、当該成果物に対する知的財産権等及び知的財産権等に関する申請、登録等に関する一切の権利は甲に帰属するものとする。

#### 第18条 (委託費)

1. 甲は乙に対して、業務実施協力の対価として次の各号からなる委託費を支払う。
  - 1) 乙の報酬月額に基づき、業務実施協力期間に対して積算された報酬。時間外労働および休日労働に対する手当は報酬月額に含まれ、別途支給はしない。
  - 2) 第16条第1項1号に定められた乙の渡航諸費。
  - 3) 乙の携行荷物に対して第16条第1項3号に定められた超過料金、または同等額の別送貨物運賃。
  - 4) 第16条1項4号に定められた費用。
  - 5) 乙の業務実施協力期間に対して積算された海外手当。
2. 委託費は、原則として円貨をもって支払う。ただし、甲は、予め甲乙協議のうえ個別契約で定めることにより一部を現地通貨にて乙に支払うことができる。海外手当額の変更は、個別契約の変更によらなければならない。

#### 第19条 (委託費の支払方法)

1. 委託費は、甲が乙に対して次の各号に定める方法により支払う。
  - 1) 円貨払いによる委託費については、乙は甲に対して暦月1日から暦月末日までの1ヶ月間における前条1項各号の金額を翌月3日までに書面をもって請求し、甲は乙に対しその月の末日までにこれを支払う。末日が金融機関の非営業日にあたる場合は、翌営業日に支払う。送金手数料は乙の負担とする。  
ただし、報酬月額の精算に際しては、1ヶ月を30日とし、これに満たないときは、暦日による日割計算によるものとする。なお、この計算にあたり、少数点以下2桁を有効桁数とし、小数点以下3桁目を四捨五入する。また、乙が甲に対して宿泊費等の実費を請求するときは、証憑を添付しなければならない。
  - 2) 本邦居住者については、委託費より法令で定める源泉税を控除する。
2. 国際協力機構を発注者とする作業の委託費は本条第1項にかかわらず、以下の各号により分割して支払う。また、乙が個人事業者として消費税法上の課税法人と登録されている場合は委託費の8%を消費税として加算して支払う。
  - 1) 前払 (日当・宿泊費・内国旅費相当分)
  - 2) 出来高払 (報酬分：月末締翌月末日払い)
  - 3) 精算払い (最終払：契約額と既支払額の差額払い)

乙の業務が完了した場合または業務を打切った場合、甲は国際協力機構との間における原契約の精算に準じ、委託費の精算を行う。ただし、精算額は個別契約に定め

る委託費を超えない範囲とする。

3. 本契約に基づく甲から乙への支払は、乙から甲に発行された請求書に基づいて行なわれる。

#### 第20条 (不可抗力時の帰国等)

天災地変または任国の社会不安、戦争、テロリズム、発注者の事情等甲乙いずれの責めにも帰せられない不可抗力的事由に基づく原契約の解除、業務の中断、または甲の原契約履行上の都合による乙の任国滞在期間延長手続等を余儀なくされるに至ったときは、甲は乙に対して遅滞なくこの旨を通知する。また、上記理由による原契約の解除、業務の中断の場合は、甲は速やかに乙を一時国外に退去させるかまたは帰国させるものとする。この場合再赴任が予定される帰国を除き、その帰国日をもってそれぞれの業務終了日とし、かつ出国手続および費用の負担については、第16条1項2号乃至4号の規定を準用する。

#### 第21条 (秘密保持義務)

1. 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約および個別契約に関連して業務上知り得た甲の秘密情報を本契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示もしくは漏洩し、または本契約以外の目的に使用してはならない。本条において秘密情報とは、実施協力業務に関連し、甲が乙に対し文書、口頭その他の方法により提供し、または乙が取得した甲の技術、知識、経験、営業、経営その他に関する一切の情報をいう。
2. 乙は、秘密情報については、紛失、盗難等を予防する措置を講じ、万全の注意を払って管理を行なうものとする。
3. 乙は、秘密情報を複写または複製する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。電磁的方法により記録されている秘密情報を書面化する場合も同様とする。
4. 乙は、実施協力業務の遂行上不要となった秘密情報については甲に速やかに返還するものとし、その他甲が返還を要請した場合は速やかに応じるものとする。

#### 第22条 (再委託の禁止)

乙は、受託業務の実施について、一部または全部を第三者に再委託してはならない。

#### 第23条 (保証人)

甲は必要があるときは乙に対して保証人を立てることを求めることができる。

保証人は、乙の本契約上の債務不履行により生ずる金銭債務について、乙と連帯して保証の責を負う。

#### 第24条 (契約解除権)

1. 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、3号、4号及び5号を除き、書面による通知を以って甲は乙に対し、本契約および未だ履行の完了していない個別契約の全部または一部を解除することができる。但し、乙が3号、4号または5号のいずれかに該当するときは無催告で、甲は乙に対し本契約および未だ履行の完了していない個別契約の全部または一部の解除ができる。
  - 1) 発注者及び甲の現場責任者が乙を実施協力業務上不適任と認めるとき。
  - 2) 乙が実施協力業務の遂行上過誤を犯し、かつ再発のおそれがあると認められるとき。
  - 3) 乙が日本国内外の法令に違反し、または不正な行為を行い、あるいは公序良俗に反する行為を行なったとき。
  - 4) 乙が暴力団、暴力団関係者、総会屋もしくはその他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であったとき。
  - 5) 乙が反社会的勢力への資金提供を行った事実、または反社会的勢力と密接な交際の事実が判明したとき。
  - 6) 乙が甲の名誉を傷つけたとき。
  - 7) 乙が疾病、傷害または死亡により実施協力業務の遂行が不可能と認められるとき。
  - 8) 乙が発注者の認めるやむを得ない事由により帰国を余儀なくされ、かつ再赴任が不可能と認められるとき。
  - 9) 乙が本契約または個別契約の規定に違反したとき。
  - 10) 本契約または個別契約に基づく義務・債務を履行せず、甲から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合。
2. 甲は第1項の規定により個別契約を解除したときは、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。
3. 甲が乙に対して個別契約に基づく現地派遣期日を正当な理由なくして大幅に延期するか、又は再三にわたって変更を求め、このため乙が長期にわたり待機を余儀なくされるときは、乙は甲に対し書面による通知を以って本契約および当該個別契約を解除することができる。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。
4. 乙は第3項の規定により本契約および個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。
5. 甲または乙は、第1項または第3項に該当するときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

第25条 (契約解除および終了の場合の措置)

1. 個別契約が解除され、または契約が終了した場合は、乙が業務実施に際して収集した一切の資料および業務実施にかかわる一切の成果について現状のまま甲に引渡す(乙が所有するコンピューターに記録された資料は削除する)ものとする。又、乙は第14条の規定に基づく甲の貸与物件および残余の支給品類を遅滞なく甲に対し、返還しなければならない。
2. 甲は、個別契約の解除に際し、乙に対して解除日までの委託費について支払債務を負うときは、遅滞なくこれを支払わなければならない。

第26条 (譲渡の禁止)

乙は、本契約および個別契約上の地位もしくはこれに基づく一切の権利または義務を甲の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡し、もしくは担保の目的に供しまたは承継させてはならない。

甲および乙は、工事的物および成果品、ならびに委託業務の実施に必要な材料、機器、貸与品、支給品等を第三者に譲渡し、貸与し、あるいは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

第27条 (契約の改訂)

本契約期間中といえども、甲乙何れかより契約内容の改定の申入れがあった場合は、双方が協議の上、双方書面により合意に達した場合には改訂できるものとする。

第28条 (本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに当事者の一方または双方から書面による本契約の解除、変更または異議の申入れのない場合には、本契約の有効期間は更に1年間自動的に延長されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

第29条 (本契約終了の効果)

本契約が期間満了または解除により終了した場合においても、その満了または終了のときに存する個別契約については、本契約の条項はなおその効力を失わないものとする。

第30条 (契約外の事項)

本契約または個別契約に定めのない事項および本契約または個別契約の規定等について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、これを定めるか、または解釈の統

一をはかるものとする。

第31条 (合意管轄)

本契約および個別契約に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記契約締結の証として、この契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

改正 2005.07.01  
2006.10.01  
2009.03.05  
2015.04.10

添付 1  
(第6条4項)

## DEPARTURE/ARRIVAL NOTIFICATION

Date: \_\_\_\_\_

To: General Manager

From: \_\_\_\_\_

Logistics & Operations Department

International Consulting Operations

Nippon Koei Co., Ltd.

(copy to General Manager, \_\_\_\_\_ Dept.)

### Mobilization:

Name of the Expert, Mr./Ms. \_\_\_\_\_ (name)

Departure from \_\_\_\_\_ (place) VIA \_\_\_\_\_ (place)

On \_\_\_\_\_ (date)

By the flight \_\_\_\_\_ (no)

Arrival at \_\_\_\_\_ (place) on \_\_\_\_\_ (date)

Insurance by ( ) NK ( ) Expert/Company

Policy no. \_\_\_\_\_ (no)

### Demobilization:

Name of the Expert, Mr./Ms. \_\_\_\_\_ (name)

Departure from \_\_\_\_\_ (place) VIA \_\_\_\_\_ (place)

On \_\_\_\_\_ (date)

By the flight \_\_\_\_\_ (no)

Arrival at \_\_\_\_\_ (place) on \_\_\_\_\_ (date)

- \* 保険の付保に関しては、Mobilization の Insurance by の記述をもとに実行いたしますので、正しく記入して下さい。なお、記載のない場合および本書式の提出のない場合は、本契約書および当該個別契約書の記載に関係なく、付保不要と見なします。個別契約書が作成される前の出発の場合には、必ず保険の付保について発注部の部長に確認を行なって下さい。

添付2  
(第12条第4項)

年 月 日

日本工営株式会社  
コンサルタント海外事業本部  
事業本部長 殿

氏名 実印

### 代理人選定・変更届

業務実施協力基本契約書第12条第4項に定める私の代理人を下記の通り 選定 ・ 変更  
致します。

#### 記

1. 氏名 : 実印
2. 住所 :
3. 電話番号 :
4. 関係 :

以上

\*本人及び代理人は自署し、実印を押印のうえ印鑑証明を添付のこと。